



ココティすぎと臨時休館のお知らせ

12月7日(日)は施設メンテナンスのため臨時休館となります。

☎ 杉戸町コミュニティセンター ☎ (53) 7400

マイナンバーカードの有効期限について

「マイナンバーカード」と「電子証明書※」には有効期限（マイナンバーカードに記載）があります。有効期限を迎える方は、期限の2～3か月前に有効期限通知書が送付されますので、更新の手続きをお願いします。



※オンラインでマイナンバーカードを使用する際に本人であることを電子的に証明するもの

☎ 手続・☎ 町民課 住民戸籍担当 内線254

入学準備金貸付の申請案内

高等学校・専修学校または大学に入学を希望する方の保護者で、入学資金（入学金・制服・教科書等）の調達が困難な方に貸付を行います。

申込書類配布 11月4日(火)～

受付期限 第1回 11月28日(金)
第2回 令和8年1月23日(金)

貸付可否の決定 入学準備金貸付け審査会で審査の上、決定します。（審査会の開催は第1回を12月、第2回を2月に予定）

その他 町内在住の親族の連帯保証人が必要です。

☎ 配布・☎ 受付・☎ 教育総務課 庶務管理担当 内線393

杉戸町くらしの会 消費生活セミナー「たくまんのこれが私の生きる道～エコライフ編～」

“たくまん”こと和田琢磨氏をお迎えし、エコ活動についてお話いただきます。環境に優しい暮らしのヒントが満載！ぜひご参加ください。

日時 11月26日(水) 10時～12時（受付9時45分～）

場所 すぎとピア 講座室

講師 埼玉新聞社

エコ最頂広報大使

和田 琢磨 氏

費用 無料

申込方法 前日までに電話または二次元コードから

☎・☎ 産業振興課 商工観光担当 内線305



野外焼却（野焼き）はやめましょう！

工場や一般家庭で、簡易焼却炉などを利用してごみを焼却しているケースが見受けられます。簡易焼却炉・ドラム缶などによるごみ焼却も「野焼き」とみなされ、一部の例外を除いて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。「悪臭がする」「火災の危険がある」など、周囲の環境を害する恐れがありますので、ごみを処分する際は決められた方法を守りましょう。

野外焼却禁止の例外

河川敷の草焼き、災害などの応急対策・火災予防訓練、正月の「しめ縄、門松等」を焚く行事、焼き畑、水田での稲わらの焼却などは罰則を伴う焼却禁止の例外です。※周辺の生活環境に支障が出たり、苦情等が寄せられた場合には、焼却中止などの改善指導の対象になります。

☎ 環境課 環境保全担当 ☎ (38) 0401

環境センター煙突からの排出ガス測定結果

7月18日(金)に2号炉の排出ガス測定（ダイオキシン類）を実施しました。結果はこれまで同様に排出基準を下回りました。

測定分析結果

項目		測定分析結果	排出基準
ダイオキシン類		0.47ng-TEQ/m ³ N	5 ng-TEQ/m ³ N
法規制対象	ばいじん	0.001g/m ³ N未満	0.15g/m ³ N
	硫黄酸化物	0.022m ³ N/h未満	48.95m ³ N/h
	塩化水素	3 mg/m ³ N	200mg/m ³ N
	窒素酸化物	77ppm	180ppm

TEQ＝ダイオキシン類の毒性を表す単位

ng（ナノグラム）＝10億分の1グラムの重さを表す単位

ppm（ピーピーエム）＝100万分の1を表す単位

m³ N（ノルマルリッポウメートル）

＝摂氏0度、1気圧に換算したガス量を表す単位

☎ 環境課 施設管理担当 ☎ (38) 0401

農用地区域からの除外申出

農業振興地域における農用地区域内の農地を農地以外の目的で利用する場合、農用地区域から除外する手続きが必要となります。

農地を転用する計画がある方は、次の受付期間内に除外申出をしてください。

なお、農地転用・開発行為等の許可見込みのほか、土地改良事業の実施状況など、除外に関する各要件を満たす必要があります。

受付期間 12月1日(月)～5日(金)

受付場所 産業振興課窓口

☎ 産業振興課 基盤整備担当 内線323

税証明書コンビニ交付サービスが始まりました

11月4日(火)より、杉戸町に住民登録のある方はコンビニエンスストアにあるキオスク端末（マルチコピー機）で、最新年度の「住民税決定証明書」を取得できます。

マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が搭載されたもの）と利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）が必要です。

なお、キオスク端末では、証明書の種別選択で「所得（課税）証明書」と表示されます。

交付手数料は200円となります。

詳細は、町ホームページをご覧ください。

☎ 税務課 町民税担当 内線242・243・436



ふるさと元気村事前講習会

講習会を一度受講することで、以降「ふるさと元気村（すぎとピア内トレーニング室）」をご利用いただけます。

日時 11月20日(木)、12月18日(木)

以降、毎月第3木曜日 10時～11時30分

場所 ふるさと元気村（すぎとピア内）

対象 町内在住の60歳以上の方

※要支援、要介護認定を受けている方を除く

定員 各月10名（申込順） 費用 無料

申込 電話またはすぎとピア窓口で申込

☎ すぎとピア ☎ (33) 8192

すぎびよんカフェ（認知症カフェ）

認知症の方やその家族、地域の方等、リラックスした空間で集まり交流しませんか。

日時 11月21日(金) ①10時～10時50分

②11時～11時50分

※2部入れ替え制とさせていただきます。

場所 ウエルシア杉戸倉松店 ウエルカフェ

参加費 無料

内容 参加者同士の交流、もの忘れや認知症・健康・介護に関する個別相談。認知症疾患医療センター（久喜すずのき病院）相談員による相談。

定員 ①②とも各6～8名程度（申込不要ですが、個別相談をご希望の方は事前にご連絡ください。）

☎ 高齢介護課 地域包括支援センター担当 内線302

学校給食の試食会

日時 12月22日(月) 11時30分～

場所 学校給食センター2階

対象 町内に在住または在勤の方

定員 15人（申込順）

参加費 349円（289円＋物価高騰分60円）

申込方法 11月28日(金)までに電話

☎・☎ 学校給食センター ☎ (36) 7050

町からの情報はコチラ

すぎとひろば



杉戸町役場 ☎ 0480 (33) 1111

町ホームページ <http://www.town.sugito.lg.jp/> ▲

重度の障がいがある方への医療費助成制度

重度の障がいがある方の福祉の向上を目的として、病院等で診療を受けた場合の各種医療保険制度による医療費の自己負担分を助成します。

助成を受けるにはあらかじめ受給資格の登録申請を行い、受給者証の交付を受ける必要があります。

対象（所得制限あり）

○身体障害者手帳1～3級 ○療育手帳 ㊤・A・B

○精神障害者保健福祉手帳1級

○後期高齢者医療制度の障がい認定を受けている方

※65歳以上で新たに手帳を取得した方は対象外です。

精神障害者保健福祉手帳2級の方は、令和8年1月1日から対象となります。10月に案内を送りましたので、期日までに手続きをしてください。

☎ 福祉課 障がい福祉担当 内線267

第十二回特別弔慰金が支給されます

戦没者等の遺族に対する第十二回特別弔慰金の請求を受付けています。

支給対象者 令和7年4月1日時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母）がいない場合に、先順位のご遺族お一人。

支給内容 額面27万5千円、5年償還の記名国債（無利子）

期間 令和10年3月31日まで

※期間を過ぎると請求できなくなりますのでご注意ください。

留意事項 特別弔慰金は、ご遺族を代表する先順位のお一人が受取るものです。

ご遺族間の調整は請求者自身が責任をもって行うことになります。

※支給対象者の順位や請求方法の詳細は、

町ホームページをご確認ください。

☎・☎ 福祉課 社会福祉担当 内線263



ごみ出し支援サポーターを募集しています

ごみ出しが難しい高齢者の方を支援する「ごみ出し支援サポーター」を募集しています。

活動内容 分別されているごみを8時30分までに玄関前から集積所まで運ぶ活動

※活動日等は依頼があった時に調整

謝礼金 110円／1回（活動回数 週2回まで）

登録方法 登録カード（ダウンロード可）

に記入の上、担当窓口へ提出

☎ 高齢介護課 地域ケア担当 内線319・330

